

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都
市条例第28号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

次のとおり在宅介護支援センターを設置することとしました。

- 1 京都市御池在宅介護支援センターを京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町5
79番地に設置します。
- 2 京都市葛野在宅介護支援センターを京都市右京区西京極葛野町3番地に設置しま
す。

上記1の設置に係る改正は平成18年4月1日から、上記2の設置に係る改正は市
規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、上記1及び2の設置に係るそれぞれ
の改正の施行前においても行うことができることとしました。

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第28号

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例

京都市老人介護支援センター条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「利用料金」の右に「」という。)」を加える。

別表京都市本能在宅介護支援センターの項の後に次の1項を加える。

京都市御池在宅介護支援セン ター	京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番 地
---------------------	-----------------------------

別表京都市西院在宅介護支援センターの項の後に次の1項を加える。

京都市葛野在宅介護支援セン ター	京都市右京区西京極葛野町3番地
---------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この条例中別表京都市本能在宅介護支援センターの項の後に1項を加える改正規定は平成18年4月1日から、同表京都市西院在宅介護支援センターの項の後に1項を加える改正規定は市規則で定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用料金の承認の申請その他京都市御池在宅介護支援センターを供用するために必要な準備行為は、別表京都市本能在宅介護支援センターの項の後に1項を加える改正規定の施行前においても行うことができる。

3 利用料金の承認の申請その他京都市葛野在宅介護支援センターを供用するために

必要な準備行為は、別表京都市西院在宅介護支援センターの項の次に1項を加える
改正規定の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)